

# 仮釈放のない終身刑の制度を導入すべきである（否定側）

平成 21 年 12 月 14 日法哲学ゼミ 船本健次・宮村佳男

## 終身刑は、

### 残酷で異常な刑である

死刑に加えて異常な刑を増やすだけである。拘禁施設という鋼鉄と煉瓦の覆いの下にすべての生涯を送る。この暴力から逃れるいっさいの望みを絶たれた人生を送り、犯罪者をシャバから抹殺するシステムである。罪を償うなどということができないはずがないのに、自分の罪と向き合い、罪を償うように一瞬一瞬を生きさせ、人格破壊を起こしても、死ぬまでそのように生きさせる。決して、生きるに値する生と判断されたのではない。死刑と同じ、私たちの共同体から切り離されたのである。「緩慢な死刑」「生きながらの埋葬」そのものである。

### 処遇が困難である

昼夜間独居拘禁にせざるを得ず、社会復帰しないので自由刑で施行される教育・更生・矯正の刑事政策はない。自暴自棄の受刑者の処遇は著しく困難。

### コスト高である

一人当たり約 330 万円/年 x 余命年数

### 新たな立法が必要となる

実体法・手続法・施設法等法律改正が必要となる。しかし、現状無期刑（無期とは、「期間を決めていない」という意味ではなく、「満期が存在しない」という意味であり、満期が来ることがない以上、原則として刑の終了はない）では、既にマル特無期が恣意的に運用されており、新たに死刑にも無期にも近接する終身刑を設ける必要はない。

---

平成 21 年度の矯正関係予算は総額 2,300 億円、ここから囚人ひとりあたりの金額を割りだすと、収容費・作業費といった直接的な矯正費用だけで年額 80 万円以上、これに人件費など官署費も入れると実に年額 330 万円(2,300 億円/年間矯正関係費用 ÷ 7 万人/年間受刑者数)もの大金が投入されている。囚人ひとりに対して毎月 28 万円である。

平成 21 年 4 月 1 日から申出によらない審理の開始：地方委員会は、無期刑受刑者について、刑の執行が開始された日から 30 年が経過したときは、その経過した日から起算して 1 年以内に、更生保護法第 35 条第 1 項の規定に基づき、必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとした。

無期懲役刑が確定した事件のうち、検察庁が、「動機や結果が死刑事件に準ずるくらい悪質」などと判断したものを「マル特無期事件」と位置づけ、ほかの「無期囚」より長期間服役させる手続きを設けている。法律的には、「改悛の状」がないと一生仮出獄はできない。